

○耐震診断結果の一覧

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
■学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)								
1	附属中学校	弘前市大字学園町1-1	学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.33$ $C_{TU} \cdot S_D=0.43$			
2	附属小学校	弘前市大字学園町1-1	学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.31$ $C_{TU} \cdot S_D=0.51$			
■病院、診療所								
3	弘前市立病院本館	弘前市大字大町三丁目8-1	病院	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.63$ $C_{TU} \cdot S_D=0.37$			6階の一部
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.34$ $q=0.68$			
■集会場、公会堂								
4	弘前文化センター	弘前市大字下白銀町19-4	集会場	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.30$ $C_{TU} \cdot S_D=0.74$			
■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗								
5	アプリーズ	弘前市大字表町2-11	百貨店	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s=0.60$ $q=1.65$			
6	中三 弘前店(旧館)	弘前市大字土手町49-1	百貨店	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.06$ $C_{TU} \cdot S_D=0.21$	検討中		6階の一部
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.27$ $q=1.14$			
7	イトーヨーカドー弘前店	弘前市大字駅前三丁目2-1	店舗	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{so}=1.13$			

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
■幼稚園、保育所								
8	柴田幼稚園 遊戯室棟	弘前市大字清原一丁目1-1	幼稚園	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.80$ $C_{TU} \cdot S_D=0.98$			
■遊技場								
9	朝日会館	弘前市大字土手町2	遊技場	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.50$ $C_{TU} \cdot S_D=0.28$			
■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物								
10	弘前市役所(前川本館)	弘前市大字上白銀町1-1	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.04$ $C_{TU} \cdot S_D=0.72$			
11	弘前合同庁舎本館	弘前市大字蔵主町4	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.32$ $C_{TU} \cdot S_D=0.74$			
■自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設								
12	イトーヨーカドー弘前店(駐車場・バスターミナル)	弘前市大字駅前三丁目2-1	駐車場 バスターミナル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.61$ $q=1.16$			

【附表】 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
指針第1 第二号に定める建築物の耐震診断方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011 年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」及び「第3 次診断法」(2001 年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」及び「第3 次診断法」(1983 年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$

- I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。  
 II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。  
 III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

【※】 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊する恐れはない。

【参考：用語の解説】

建物の保有する耐震性能は、 $I_s$ （構造耐震指標）という数値を算出して評価します。

また、主に鉄筋コンクリート造の建物の第2次診断法や第3次診断法においては、 $I_s$ （構造耐震指標）を算出し、 $I_{so}$ （構造耐震判定指標）と比較する評価に加えて、地震等の水平力に対して耐える強さがあるか否かを  $C_{TU} \cdot S_D$  値により評価します。

なお、鉄骨造の建物の耐震性能の評価方法については、 $I_s$ （構造耐震指標）による評価に加えて、地震等の水平力に対して耐える強さがあるか否かを  $q$  値により評価します。

- $I_s$ （構造耐震指標） =  $E_0$ （保有性能基本指標） ×  $S_D$ （形状指標） ×  $T$ （経年指標）
- $I_{so}$ （構造耐震判定指標） =  $0.6$ （耐震評定基本指標） ×  $Z$ （地域指標） ×  $G$ （地盤指標） ×  $U$ （用途指標）
- $C_{TU} \cdot S_D = C_{TU}$ （累積強度指標） ×  $S_D$ （形状指標）
- $q$ （保有水平耐力に係る指標）
- $Z$ （地域指標）：弘前市  $0.9$
- $G$ （地盤指標）及び  $U$ （用途指標）：各  $1.0$